

第5号様式（証人等調書）

		裁判所書記官印
<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		
(この調書は、第12回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成16年(丙)第497号	
期日	平成20年6月20日 午後1時30分	
氏名	嶋津暉之	
年齢	64歳	
住所	埼玉県三郷市早稲田3-20-4-305	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
別紙速記録のとおり		
なお、主尋問については、パワーポイントを使用して作成した甲第14号証をプロジェクターで映写する方法を利用して行った。		
以上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って眞実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 嶋津暉之

嶋
津
暉
之

速記録 (平成20年6月20日 第12回口頭弁論)

事件番号 平成16年(仮)第497号

証人氏名 嶋 津暉之

原告ら復代理人 (西島)

甲第6号証を示す

こちらの書面ですけれども、証人が執筆されて署名押印されたものに間違
いありませんね。

はい、そのとおりです。

甲第16号証を示す

こちらが甲6号証の訂正内容ということで4点訂正があるということで、
このとおり訂正するということでよろしいですか。

はい、そのとおりです。

証人の経歴が甲6号証の3ページ以下に書いてありますので誘導してお聞
きしますけれども、証人は東京大学大学院工学系研究科に在籍中から水行政、
水使用の実態について研究を開始され、東京都に入られてからは地下水
使用による地盤沈下対策を担当され、地下水使用量の大幅な削減を実現
されたという実績をお持ちですね。

はい。

その後現在に至るまで、国の資料、それから全国の自治体の資料を踏まえ
て、水行政、それから河川行政の妥当性について解析、検証をしてこられ
たということでよろしいですか。

はい。

今回、東京都がハッ場ダム事業に参加するということの必要性について検
証していただきましたけれども、東京都の利水にとってハッ場ダム事業に
参加する必要はあるでしょうか。

全くありません。

これに対して、東京都はハッ場ダム事業への参加が必要だという判断をしているわけですけれども、これは間違いですか。

全く間違った判断あります。

そのようにお考えになる理由というのを説明していただけますか。

スライドを使って証言します。

甲第14号証を示す

スライド2を示します。

ここに被告の主張がまとめあります。被告の主張は、2013年度には1日最大配水量が1日600万m³、立法メートルは非常に呼びにくいものですからトンと言い換えさせていただきます。1日600万t。それで保有水源のほうは現在は611万だけれども、これをハッ場ダム等に参加すると680万まで増えると。しかし、10年に1回の渇水年を想定すると591万まで落ちてしまうということで、10年に1回の渇水年を想定するとハッ場ダムに参加しても厳しくなってしまう。だからハッ場ダムが必要だというのが被告の主張であります。

最近ですと東京都は2003年に水需要予測を行っておりますけれども、このときの予測についてはいかがですか。

その前にまず2つの点で誤りがありまして、被告の主張には、極めて過大な水需要予測を行っているということ、もう一点は保有水源の著しい過小評価をしているという、2つの問題があります。次、お願いします。

そのうちの過大な水需要予測という点について御説明いただきたいんですけれども、2003年の予測がスライドの3番ということになりますが、こちらを使ってお願いします。

これは東京都の1日最大配水量の実績と予測をグラフで示したもの

です。横軸は年度、縦軸は水量です。この黒丸が実績を示しております。この実績はこのように92年以降は減り続けています。この白四角とか白三角、白丸が東京都の予測ですけれども、このように、何度も予測しているけれどもいつも実績と乖離していると、そういう誤った予測手法がいつもその後に引き継がれないと、そういう状況で実績と予測と乖離した予測がずっと行われているわけあります。次、お願ひします。

スライドの4を示します。

これが最新の予測です。2003年12月ですね。実績は92年度から、これは六百十何万tありましたけれども、それが2007年度は500万tを切っているわけですね。このように減り続けているわけです。にもかかわらず被告は1日最大配水量はこのように伸びていくということで、2013年には600万tまで増えるという、そういう実績と大きく乖離した予測を行っているわけであります。次、お願ひします。

スライド5です。

なぜ減ってきたかと。これは1人当たりの水量が減ってきたということで、1人1日最大配水量の実績と予測を見たのですが、このように1人当たりの配水量は大きく減ってきております。そういう大きな減少傾向があるにもかかわらず、被告はこのように増加するという、そういう実績を無視した予測をいまだに行っているわけであります。ここ十数年の過去の実績を見ますと、水需要というのは大きく減少しているようにも見えるんですけども、将来的に増加するということはないですか。

次、お願ひします。

スライドの6です。

まず水需要は減ってきました。その減少要因を考える必要があります。4つばかりあります。家庭における節水機器の普及、2つ目は同じく節水機器の普及等によって都市活動用水が減ってきたということ、3番目は漏水の減少によって有収率が上がってきたということ、4点目は配水量の変動が小さくなつて負荷率が上がってきたということです。このうち、節水機器の普及とか漏水の減少はここしばらくも続いてきます。ですから東京の配水量は今後増加傾向に転ずることはまずないと考えられます。

今説明していただいた減少要因ですけれども、これは東京都の予測には反映されますか。

このへんの減少要因を全く見込まないのが東京都の予測だということです。次、お願いします。

スライド7です。

これは1人当たりの生活用水について実績と被告の予測を対比したものであります。実績のほうは1998年度以降減ってきております。この7年間に約10ℓ減っていますね。ところが被告の予測は、この1人当たり生活用水は今後どんどん増えていくということで、2013年に268ということで、今の実績の242から比べるとかなり大きな数字を予測しているわけであります。しかし、ほかの都市は必ずしもそういう予測をしておりません。大阪府は今後、予測において14ℓ減ると、横浜市も12ℓ減るということで、減少要因を考慮して今後は1人当たり生活用水が減っていくという、そういう合理的な予測を行っているわけであります。次、お願いします。

スライドの9です。

これは負荷率について実績と予測を対比したものであります。負荷率と申しますのは、1日平均配水量を1日最大配水量で割った数字であ

ります。この数字は1に近いほど配水量の変動が小さいことを意味します。予測においては負荷率を小さく設定するほど1日最大配水量の計算値が大きくなるということになるわけあります。この負荷率の実績、黒丸でありますけれども、年度による変動はありますけれども、趨勢としては確実に上昇傾向にあります。2007年度は90%を超えております。ところが被告の予測というのは81という非常に低い、そういう実績と離れた数字を使って、それによって1日最大配水量は大きくなる、そういう設定をしているわけであります。しかし、これについても、ほかの都市、大阪府の場合、負荷率がなぜ上がってきたかということをきちんと科学的に分析しているわけです。例えば、従来は梅雨の晴れ間に1度に洗濯することが多かったんですけども、今は洗濯乾燥機が普及して、それも少なくなったということです。それらの要因を分析した上で過去5年間の最小値を使うという、実績重視の予測をしているわけであります。

ただ、水需要が減少傾向にあるといつても、予測というのは将来のことですから、余裕を見るということも必要になりませんか。

もちろん余裕を見て予測をするということは必要であります。次をお願いします。

スライドの10です。

これは、東京都の水道の将来需要、十分な余裕を見て合理的な予測をした場合の考え方、その条件を書いたものであります。1人当たり生活用水と負荷率については、これは大阪府並の考え方の予測をすると。ほかの要因や要素については、東京都の予測値をそのまま使うと、そういう前提で予測をしていました。次、お願いします。

スライドの11です。

その結果、この数字であります。十分な余裕を見て合理的な考え方

で予測をした結果、2013年の1日最大配水量は537万tという数字になりました。一方、被告の予測は600万tです。いかに被告の予測が過大であるかがお分かりいただけると思います。

その後、2003年の予測の後は東京都は予測の見直しを行っていないんですか。

はい、行っていません。

ただ、見直す機会はあったのではないかですか。

ええ、見直す機会はありました。

いつごろのことでしょうか。

第5次利根川・荒川フルプランの策定作業のときです。

利根川・荒川水系フルプランというものは国の計画になりますか。

はい、そのとおりです。

内容について簡単に説明していただけますか。

次、お願いします。

スライド12を示します。

利根川・荒川フルプラン、これは略称でありまして、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」といいます。これは、利根川・荒川で進めるダム等の各水源開発の上位計画、法定計画です。次、お願いします。

スライド13を示します。

このフルプランに対して、第4次フルプランが1988年に策定され、これは2000年度を目標にしたものですが、これはとくの昔に期限切れになっております。ということで、八ヶ場ダム等の各水源開発事業はこの法律で定める上位計画がないまま進めるという、違法というべき状態が続いているわけであります。ようやく昨年になって、第5次利根川・荒川フルプランの策定の動きが出

てきました。昨年10月に6都県はそれぞれの水需給計画を国交省に提出しました。今年の1月、国交省は第5次フルプランの案を各都県に意見照会をした、そういう状況にあります。

各都県が出した水需給計画の内容というのはどのようなものですか。

次、お願いします。

スライド14ですね。

第5次フルプランのために各都県が出した水需給計画のうち、埼玉県を例に取ります。埼玉県の場合、既存の水需給計画がありました。これは「長期水需給の見通し」と言いまして、2003年12月、東京都の最新のと同じときに作ったものですね。しかし、これに替えて新しい水需給計画を新たに作ってそれを提出しました。一方、東京都は2003年12月に出したこの前の計画をそのまま提出しました。ちなみに、この前の水需給計画で使った実績値は2000年度の前ということで、非常に古いデータに基づく計画であります。次、お願いします。

スライド15を示します。

で、この埼玉県と東京都の予測の違いを説明させていただきます。1日最大給水量の実績と予測を、左側の図は埼玉県、右側の図は東京都です。埼玉県においても、この水需要の実績、黒丸ですけれども、このように減ってきました。前の予測は白丸ですけれども、実績と乖離した予測を行っておりました。今回埼玉県が作った計画は大幅に下方修正して白三角です。これでも過大です。しかし、一方、東京都はどうであるかというと、このように実績が黒丸で減ってきているにもかかわらず、これを無視して、こういう白丸の実績と乖離した予測を行って、これを今回また第5次フルプランのために出したわけですけれども、この実績と予測が乖離しているにもかかわらず、その見直しを

せずにこの古い計画を出したということあります。こういうふうに実績と予測が乖離してくれれば、当然計画を再検討する義務があります。この計画再検討義務を放棄しているのが被告だということあります。次に、冒頭で御指摘のありました2つ目の問題ですね、保有水源の評価が過小であるという問題点についてお尋ねします。東京都は現在の保有水源を1日当たり611万m³と評価しておりますけれども、実際の量はもっと多いということですか。

はい。次、お願ひします。

スライドの17ですね。

東京都の水道の持っている保有水源について、被告は過小評価をしております。正当な評価をすれば現在持っている水源というのは1日687万tあります。それに対して、それを過小評価して611万tだというのが被告の評価です。76万tも差があります。次、お願ひします。

スライドの18です。

なぜこのような差が生じるかということです。まず1つは、多摩地域の水道用地下水39万tを水源としてカウントしていないということです。それから実績値よりかなり小さい利用量率、これは浄水場のロス率に関係するものですが、ロス率を過大に評価して保有水源を25万tも過小評価しております。更に多摩川の小水源、利根中央用水をカウントしないということで大きな差が生じているわけであります。多摩地域の水道用地下水については水源としてカウントしないという話がありましたけれども、実際に多摩地域では地下水を利用してますよね。

はい。次、お願ひします。

スライド19です。

これは多摩地域の水道用地下水についての現況と、それから東京都

の評価を見たものであります。現在使っているのは多摩地域で毎秒 5.4 t 使っています。そのうち認可水源として厚生労働省の認可を受けた 4.5 t, なぜか少ないんですけれども、これでも 1 日 3 9 万 t あります。これは現在使われ、実際認可を受けている水源です。ところが、東京都は将来計画ではこれをゼロにするという、全く水源としてカウントしてないという、そういう評価をしているわけであります。

ただ、地下水利用の問題点としては地盤沈下の問題というのがありますね。それはどうですか。

次、お願いします。

スライド 20 を示します。

これは東京都内の最大沈下量の推移を見たものです。横軸は年、縦軸が最大沈下量を示しております。かつて、東京都内においては地盤沈下が一部の地域では進行しました。年間 20 cm 前後いくときもありました。しかし、昭和 50 年代に入ってから沈静化の方向に向かい、昭和 60 年以降は沈静化してきております。今は 1 cm 前後です。環境省が問題にしている地盤沈下は 2 cm 以上ありますから、都内の地盤沈下は沈静化していると言っても過言ではないと思います。

利根川流域の他の県における水道用地下水の利用計画はどうなってますか。

次、お願いします。

スライド 21 です。

これは、利根川流域のほかの 5 県について上水道用地下水の実績と計画を比較したものです。黒い棒グラフが 2004 年度の実績、白い棒グラフは 2015 年度の計画です。群馬県とかいろいろ並んでおりますけれども、いずれの県も、将来はこの地下水は減らすという計画は持っておりますけれども、東京都のように将来の地下水はゼロにする

という、そういう計画のあるところはありません。

なぜ、このような差が出るのかと思うんですけれども、東京都では他県と比較して地盤沈下の状況が悪いというようなことはあるんですか。

そんなことはありません。次、お願ひします。

スライド22を示します。

これは最新の2006年と10年前の96年について、各都県の地盤沈下面積を見たものです。この各都県ごとに左が96年、右側が2006年ということで沈下面積が出ております。10年前の96年においては埼玉県とか栃木県とか茨城県においては一部のところで沈下が見られました。しかし、この2006年、いずれの都県も今は沈下面積はゼロになっております。いずれの都県も現在は沈静化しているということで、先ほど、ほかの県でも地下水の削減計画があると申し上げましたけれども、それは全く必要性がなくなっています。特に東京都の場合は10年以上前から沈静化しているわけですね。にもかかわらず、多摩地域の地下水をゼロにするという、全く理解できない計画を持っているわけであります。

それから東京都が保有水源の評価において使っている利用量率の問題点について簡単に説明していただけますか。

次、お願ひします。

スライド23です。

この利用量率というのは給水量を取水量で割った数字を意味します。

この数字が小さいほど浄水場のロス率が大きいということを意味します。東京都は小さい利用量を使うことによって保有水源を過小評価しているわけです。使っている利用量率の根拠は何かということで情報公開請求でその根拠を求めました。その結果はこのスライドであります。特に注目すべきものは、多摩川の羽村・小作浄水場の87%は非

常に小さいですね。なんとその根拠は昭和元年から5年の調査結果の数字です。相模川の長沢浄水場の90、これも低いです。昭和23年の分水協定改定方針の数字ということで、これらは今から60年前、80年前の数字がいまだに使われているということです。次、お願ひします。

スライド24を示します。

これは利用量率の実績と都の設定値を比較したもので、実績は97から99、年度によって差はありますけれども、平均すれば97%以上あります。ところが、こういう実績があるにもかかわらず、都は平均として93%という数字を使っているわけあります。

以上のこと踏まえて、東京都の将来の水需給を考えるとどのようになりますか。

次、お願ひします。

スライド25を示します。

これは将来の水需給をまとめたものです。先ほど見たように、水需要、十分に余裕を見た合理的な予測の結果は2013年度において1日最大配水量は537万tです。一方、現在ある保有水源は正当な評価をすれば687万tあります。差引き150万tも、将来の2013年を考えてもこれだけの余裕のある水源を抱えているのが東京都の実情であります。ということで、これだけ高い水源を抱えているわけですから、東京都がハッ場ダム等の新規水源開発事業に参加する必要性は皆無だということであります。

スライド27を示します。被告の主張なんですけれども、利水安全度1／10という主張ですね。10年に1回の渴水年においては水源の評価率が減少するという主張をしています。利根川水系の減少率が20%，荒川水

系の減少率が 22.5% という数字を準備書面 8 の 5 ページで出していま
すけれども、この数字の根拠について、証人は国に対して情報公開請求し
てますね。

情報公開請求しました。

どういう回答でしたか。

その根拠等を示す文書は存在しない、という回答が返ってきました。

この評価率というのはどういう数字だと。

極めて不確かなものだということですね。根拠資料もない、そういう
数字だということです。

仮に被告の出している減少率、この数字を考慮しても、東京都の水需給とい
うのは余裕があるとみていいですか。

はい、一応、被告が言っている数字を使って今回、1/10 の利水安
全度を考えた上でどれくらいの保有水源になるかというような計算を
してみました。真ん中の表の合計が先ほどお話しした正当な評価をし
た場合の現在の保有水源 687 です。被告の言っている評価率を使っ
て計算しますと、1/10 の利水安全度は 609 です。これだけあり
ます。先ほどお話ししたように、十分に余裕を見た合理的な予測であ
る 2013 年の 1 日最大配水量は 537 万 t。十分に上回っておりま
す。被告の言っている予測値の 600 万 t を上回っているとい
うですね。これだけ余裕のある水源を既に東京都は持っているとい
うことがあります。

最後の質問ですけれども、東京都はハッ場ダム事業への参加の必要性はない
というのが証人の結論だと思いますけれども、証人としてもすべての水源開
発が不要だと主張されているわけではないということですね。

はい、過去の水源開発は、その中で必要なものもありました。次、お
願いします。

スライド28を示します。

このグラフは東京都の水道の保有水源とそれから1日最大配水量の推移を示したもので、階段状に上がっているのが東京都の持つ保有水源がこのように増えてきたことを表しております。利根川等の水源開発、ダム等の建設が進んできた結果によって、このように東京都の保有水源は増えてきました。一方、水の需要、1日最大配水量は先ほどお話ししたように92年以降はほぼ減る一方でありますから、現状においては1日190万tも余裕のある、そういう状態になっているわけです。これだけ余裕の水源を抱えているわけですから、東京都がハッ場ダムに参加して新たな水源を得る必要は全くなく、それは公費の無駄遣いのなものでもないと思います。

被告ら代理人（橋本）

先ほどのスライドの関係で地盤沈下の話が出ていました。地盤沈下が減少傾向にあるということで、各都県の状況があつたんですが、千葉県のところで九十九里を除くと書いてあったんですが、九十九里というのは一番地盤沈下の激しいところだと思うんですが、なぜ抜いたんでしょうか。

九十九里も大分沈静化しておりますけれども、こちらの場合、地盤沈下の原因が一般地下水のくみ上げではなく、天然ガスを探るときの鹹水のくみ上げによるものなんですね。原因が違いますのでこれは分離して示しました。

甲第6号証を示す

3ページを開いてください。そこに水問題にかかわる経緯が書いてあるんですが、3行目に、水行政を大きく変えることができると考えたというふうにおっしゃっているんですが、証人がおっしゃっている水行政というのはどういうことなんでしょうか。

河川行政、水行政を含むものですけれども、こうやってダムをつく

って、それでつくりすぎる、そういう水行政ですね。その在り方を変えることができるんじやないかということでここで水行政と書きました。

水行政というのはかなり範囲が広いと思うんですが、分かりやすくするためにお聞きするだけですけれども、当時の水行政を担当している国の役所というのはどんなところがあったんでしょうか。

ダムをつくっているのは、当時は建設省であり、水資源開発公団、あるいは各都道府県ということですね。それから一方で、それを受けて、この水の供給計画を作っているのは各自治体の水道部門ということですね。

まずは建設省ですね。

そうですね。

それから自治体の水道部門。

はい。

それからほかには。

水資源開発公団とか、それから各都道府県、東京都は別にして、各府県もダム計画は持っていましたから、それも含めてということです。

ここで証人がおっしゃっている水行政というのはダムをつくる行政と、そういうふうに理解していいですか。

ダムをつくってそれを供給するという、それも含めての水行政という意味です。ですから各自治体の水道行政も含めての話であります。そうすると、普通、水行政というと河川管理の関係とそれから上水道の供給と、それから工業用水道の供給と、それから更にいわゆる公害関係の水質汚濁規制の関係と、それから下水道も入れる人もいるかもしれませんけれども、ものすごく広いと思うんですけれども、そういうわけではないん

ですね。

ええ、ここでは量的な問題ですから、質の部分は除かれていると考えてください。

そこで、工業用水の削減の研究を行ったということなんですが、工業用水を削減するというのはどういう目的で削減するということなんでしょうか。

目的は、当時は工業用水の需要が増えていたわけです。そのためにダムをつくるという1つの理由になっていたわけですね。その工業用水を減らすことができれば、新たなダムをつくる必要はそれだけ失われるんじゃないかということで、工業用水の削減の可能性について研究を進めたわけであります。

昭和40年代の前半というのは公害問題が非常に問題になっていた時期だと思うんですね。40年代の半ばにいわゆる公害国会というのがあって、工業用水法という法律では地盤沈下のために地下水の用水を規制することができるとなっていると。それから更に水質汚濁防止法ができて、いわゆる汚濁の総量規制ということで、廃水源になる工場の総量規制であるというようなことがあって、そういうことに対応するために工業用水の需要を抑制するといいますか、工場が工業用水を使わないようにすると、そういう必要があったんじゃないですか。

そういう総量規制はもうちょっと後の時代ですね。昭和30、40年代はまだそこまでいっておりません。ですからその当時、昭和40年代というのは、四十七、八年ごろまでですけれども、工業用水の増加はかなり急速に増えておりました。その状況を何とか変えなければならんということで私は研究に取り組んだわけであります。

そこで、3ページの(2)のところに、地盤沈下対策という話が出てきますね。そうすると、先ほど証人はダムをつくらないためとおっしゃったんですが、ここでお書きになったのはダムの話ではなくて、地盤沈下対策としての

工業用水の節約、そういうことを指導する仕事を選んだと、そういうことで
すか。

選んだというか、私が東京都の公害局に就職してその仕事に就いたと
いうことです。

それからそこに所沢市の水道部の調査の話が書いてあって、4割削減するこ
とが可能であるという結果になったとあります、これは実際に4割削減さ
れたんでしょうか。

これは、飽くまで調査の結果こういう方法を講じればこのように4
割削減できるという報告書をまとめたということあります。

その報告書に従って所沢市が何か行政的な策を講じたということではない
んですね。

ええ、そうではありません。

それから4ページに高橋先生を委員長とする報告書というのがあるんです
が、この報告書にはダムの建設を抑制すべきだということは書いてあった
んでしょうか。

はい、そういうニュアンスのことは書いてありましたね。

ニュアンスということは、はっきり書いてあったわけではないということ
ですか。

ええ、建設省の土木研究所ですから、その書き方は微妙なところがあ
りますけれども、よく読めばダムは要らないと、そういう結論が導き
出せるものであります。

その当時、昭和53年、1978年ですが、ダムをつくること自体が自己目
的化されていたと、そういうことなんでしょうか。

はい。この報告書がベースになって水行政が変わるという期待を持
っておりましたが、それは裏切られたということは、結局そういう
必要性があるんじゃなくて、ダムをつくること自体が自己目的化さ

れたというふうに考えざるを得なかつたということあります。

それは何か具体的な根拠があるんでしょうか。

実際にダムがどんどんつくり続けられたということですね。

この当時、53年よりもう少し前になりますが、当時の東京都の知事が、生活に必要な水道用水は耕すべきなんだと、要するに余計に取らなければいいんだということを発言されたことがあるんですが、そういうことは御存じですか。

私はそれは知りません。

それからこの当時、八ッ場ダムについてはどういう議論がなされていたか御存じですか。

八ッ場ダムをつくる話が浮上していることは事実ですね。計画が決まるのはもっと後の話です。

フルプランに八ッ場ダムという名前が正式に出てくるのは昭和51年なんですが、そのことは御存じないですか。

51年。はい。しかし、具体的な基本計画ができるのは昭和61年ですからね。まだそれはフルプランの名前が出ただけの話であります。

フルプランに名前が出る前、公式のところには何も登場していない時期なんですが、八ッ場ダムをつくりたい、あるいはつくる必要があると考える人たちが一生懸命に群馬県等に陳情したりしていたということは御存じですか。

昭和40年代の話ですね。

はい。40年代、50年代。

あったかもしれませんね。はい。

それから、その次に相模大堰の訴訟の話が出てくるんですが、この事件というのは、相模大堰から取水しているのは神奈川県内広域水道企業団ということですね。

そうです。

これは末端給水を行う横浜とか川崎とかその他たくさんありますけれども、そういうところに水道浄水を供給していると、そういうことですね。

4つだけですけどね。県営水道と横浜、川崎、横須賀だけですけどね。この末端給水を受けていた横浜とか川崎などは独自の水源というのを持っていたなかったんでしょうか。

持っています。

ここで相模大堰の話としてお書きになっているのは、広域水道企業団の話なんでしょうか。それとも末端給水を行っている水道事業体の話なんでしょうか。

含めての話ですね。

そこで、5ページの2行目一番最後のところ、「ところが」の書き出し、「神奈川県は水需要が」という表現をしているんですが、これは水道予測をしていたのは企業団でもないし、横浜市や川崎市でもなくて、神奈川県だったということですか。

はい、この場合、神奈川県内広域水道企業団の予測もあるんですけれども、そのベースになっているのは神奈川県自体が予測をしているわけです。それを使って神奈川県内広域水道企業団が同じような数字を使って計画を立てると、そういう形になっておりました。横浜とか川崎などの需要予測とは関係はなかったんですか。

それはもちろん神奈川県の、これは水資源関係のところを予測をするわけですけれども、その予測というのは横浜市とか川崎市とか県営水道、その予測をベースにして予測値を作っております。

同じページに、この判決文を一部引用されているんですが、引用部分を見ていただきますと、引用部分の3行目の後ろのほうに、一部事務組合としてはと書いてあるんですが、一部事務組合としてはというはどういう意味なん

でしょうか。

企業団が一部事務組合だからですけれども。

そういうことですね。

はい。

その後に、法令に従えと書いてあるんですが、この法令というのは具体的に
どういう法令なんでしょうか。

企業団としての、そうですよね、この合理的な予測を行わなければな
らんという、それを裏付ける法令で、私はここは知りません。

分からぬ。

はい。

水道法にそんな規定はありましたか。

それは当然あるんじゃないですか。

それから、その判決文を引用した後の文章で証人が説明されているところで
すが、その文章のところで説明されている2行目に、判決が相当に乖離した
という表現をしていると。これについて証人は、著しく乖離しているとい
うことを表現したんだということをおっしゃっているんですが、この相当に乖
離とか、著しく乖離というのは、同じ意味なんでしょうか。

はい、そのとおりだと思います。

この相当に乖離又は著しく乖離と言っているのは、予測値と現実の実績値
との間でどの程度の開きがあるんですか。

具体的な数字で示すということですか。

大体の見当で結構ですけれども。

4ページの図2を見ていただければ、この実績と予測の乖離が極め
て大きく2割以上になっています。1割超えれば予測はかなり過大
というべきでしょうね。

それで、7ページ以下で、「東京都の水需要予測の誤り」ということでい

いろいろ書いていただいているんですけども、これについては証人にお聞きするよりも水道局の職員が説明することにしたいんですが、この中で、大阪府や横浜市との比較でいろいろ論じておられます。その関係でお聞きしたいんですが、まず、大阪府の水道と東京都の水道というのは性質は同じなんでしょうか、違うんでしょうか。

大阪府は、これは水道用水供給事業です。ただ、この予測は、これは大阪府全体について、その末端の水道事業者を含めて予測をしております。

大阪府から水道浄水の供給を受けている水道事業者、これは非常にたくさんあるんですが、これは自前の水源というものは持っているんでしょうか。
持っています。

水道法の15条2項という規定がありまして、そこに、水道事業者、これは末端の水道事業者がいるんですが、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。」というふうに書いてあるんですが、そのことは御存じですか。

はい。

水道用水供給事業者は大阪府になりますね。

はい。

これについてはこれと同じ義務を定めた規定というはあるんでしょうか。

それは知りません。

私が見た限り、水道法に用水供給事業者について書いたものはないですが、末端の各家庭の蛇口で水が止まらないように常時水を供給する義務を負っているのは、末端給水事業者である個別の水道事業者であって、浄水供給事業者である大阪府ではないと思うんですが、その理解は間違っていますか。

私はそこの水道用水規定を読んでおりませんので、そこはちょっと

分かりません。ただ、その違いはどういう意味なのですか。よく分かりませんけど、おっしゃる意味は。

大阪府の水道に関する条例を見ますと、1日最大給水量というのは条例ではつきり数字が書いてあるんですよ。それで、そこから浄水の供給を受ける各事業体は年間の受水量を定めてあらかじめ申し込まなければいけないというふうに書いてあるんですが、そういうことは御存じですか。

はい。

そうすると、各受水団体は、これだけだという数字を定めて申し込んで、大阪府は条例で上限を決めていますから、それ以上供給することはないんで、1日単位の変動なんかは受水団体の責任で処理する以外にないんじゃないでしょうか。

恐らく誤解されていると思うんですけども、今回示した大阪府の予測というのは、これは末端の部分も含めての予測です。ですから、これは浄水を供給する部分だけではありません。ですから末端の状況も含めての話ですから、そういう大阪府のこの予測と東京都は違うんだという、そういう認識そのものが違っていると思います。

大阪府は末端の水道事業者をコントロールする権限があるんでしょうか。

そういうことは、だけど、どこでも、どうなんですかね。

イエスかノーかだけで結構です。

それはどこでもないんじゃないですか、そういうところは。

証人は、先ほどからずっと御説明があったんですけども、東京都の1日最大配水量の予測が実績と大きく乖離しているという説明がありました。

1日平均配水量についてはどういうふうにお考えになつてますか。

これも大きく乖離しております。1日最大配水量ほどの乖離ではありますんが、やはり乖離はしております。

1日平均配水量はどの程度乖離しているというふうにお考えですか。

ちょっと今日この中には入っておりませんけれども、乖離はしておりますが数字はすぐ出てきません。しかし乖離はしております。

先ほどありましたけれども、予測値の話だから、実績とある程度乖離があるってこれは仕方がないということで、それはよろしいわけですね。

多少の乖離は仕方がないでしょうね。

多少というか、私はある程度と言ったんだけれども、その幅が問題だということですね。

はい。

東京都が現在持っている水道の需要予測というのは、先ほどありましたけれども、平成15年度に出されたもので、そのときに参照されたのは昭和61年度から平成12年度までの15年間の実績だということは御存じですね。

はい。

生活用水、一番大きな比重を占めているかと思うんですが、その1日平均使用量について、平成12年度とその10年前の平成2年度の間で、どちらが多いということは御存じですか。

これは被告の準備書面に書いてありましたね。数字は忘れましたけれども、それほど変わってないかもしれません。

変わってないというのは。準備書面に書いてあるとおりだということですか。

被告の書面に書いてあるとおりじゃないですか、それは。

証人は、1人当たりの生活用水の需要予測をするに当たって、東京都が採用しているような重回帰式では増加傾向しか求められないのは当たり前だというふうにおっしゃってますけれども、この重回帰式が妥当するかどうかということ自体はどういうふうにして検証されたのか御存じですか。

この東京都がどういう検証をしたかということですか。

はい。

それを私が説明するんですか。

いや、御存じですかという。

一応読みましたよ。

これは、この実績期間、先ほど言いました昭和61年から平成12年度までの実績をこの式で説明できるかどうかというのは一番のポイントになっているんだと私は思っているんですが、そういう理解でよろしいですか。

まず、この15年間ですか、実績値に合わせて重回帰式を作ったということですけれども、そこに入る説明変数が重要なんですよ。そこに増加要因しか考慮しない、だからそのまま増えていくという、そういう間違った予測が出てくるわけあります。

昭和61年度と平成12年度を比較すると、細かい数字は覚えてないのは当たり前でいいんですが、先ほど、被告の準備書面に書いてあるとおりだろうとおっしゃったんで数字を言いますと、昭和61年度が219万t、それから平成12年度が248万tというふうに増えているわけですね。そうすると、この傾向を説明するための式を作るんだから、その式を当てはめると、ある意味では証人がおっしゃっているように増加するという答えが出てくるのは当たり前。

一番最初と最後の年の数字だけおっしゃいましたけれども、実際には途中で横ばい近くになって、たしか最後のほうは減少の傾向になってると思いますよ。そういう一番近いところの傾向を十分に重視しなければならないにもかかわらず、それを無視して、一番頭としっぽだけを考えて予測をするから増加という傾向しか出てこないんですよ。

平成12年度が基準年なんですが、それから過去10年間と言いますと、今証人がおっしゃった減少傾向の年、それから増加傾向の年、それから横ばいの年というふうに分けられると思うんですが、それぞれ何年くらいつか御存じですか。

手元にそのグラフなり表なりないと分かりませんね。

これも私が表を見ながら数えたんですけれども、増加が5年で、減少が4年で、横ばいが1年という数字だったんですが、大体そんな見当だということでおろしいですか。

なるほど。はい。

横浜市のことでもおっしゃっています。横浜市が改定したのは平成14年度が基準年度ということなんですが、平成14年度から直近10年間、過去にさかのぼって、1人当たりの生活用水の使用量が対前年比でマイナスになった年というのは何回くらいあるかお調べになっていますか。

それはちょっと分かりません、言われても。手元に資料がないから答えられません。

これも私が調べたところだと減少は7回あるんですね。で、その辺の細かい数字は覚えてないのは当たり前だからいいんですが、大体の見当としてはそんなことでよろしいですか。

はい。

負荷率について先ほどからいろいろ御説明がありました。負荷率というのは現実にはどういう意味を持っているんでしょうか。分かりやすく説明していただきたいんですが。

1日平均配水量を1日最大配水量で割った数字ですね。

計算式は分かるんですが、現実にどういう意味を持っているか。

負荷率が大きい、100に近づくほど年間の毎日の配水量の変動は小さいということを意味するわけですね。

平均して給水されているのか、波を持って多かったり少なかつたりするのかという、そういうことを示しているということですね。

はい。

先ほどスライドでも説明があったんですが、負荷率についての大坂府の分析

ということで、プールの話とか洗濯乾燥機とか空調機とかというのは書いてあるんですが、これは裏付けるデータというのは何があるんでしょうか。

それは難しいでしょうね。

それからもう一つは、これは間違っていたら言っていただきたいんですが、私が理解しているのは、大阪府は過去5年間の最小値である83%を採用していると、だから東京都も過去5年間でみればこうなるんだという御説明があったような気がするんですが、そういうことでよろしいですか。

そうですね。

水道といつても大きいものから小さいものまでいろいろあるんで、規模をそろえるために東京都を含むいわゆる政令市、政令市の中で直近5年間の最小値を採用して需要予測をやっている事業体というのは何団体くらいありますか。

それは調べておりません。分かりません。

あるかないか分かりますか。

5年間で最小値を探ったところですか。

はい。

私は知りません。これは分かりません。

あとは渇水が起きるかどうかという可能性の話なんですが、これは、いつ、どの程度の渇水が起きるかと予測することはできるんでしょうか。

予測はできないけれども、今の傾向からみて、過去、これから渇水予測という、その状況を考えて、それに対応すればいいと思いますけれども。

昨日たまたま朝日新聞を見ていたら、環境省の研究委員会が18日、おととい、研究報告書をまとめたというのがあって、これは温暖化に関する報告書なんですが、その中で、当然いろいろ書いてあるんですが、水道に関係するところで、「報告書は、影響は連鎖し、思わぬところに派生する可能性があ

ることも指摘した。名古屋市周辺では94年の渇水時、地下水を使いすぎて地盤沈下が起きた。温暖化で水不足となれば、同様の現象が他でも起こりうる。」というようなことが書いてあるんですが、これはお読みになったことはありますか。

そのような話は聞きますですね。

それから、表現の問題ですが、甲第6号証の32ページの6の「全国の水事情とダムの状況」の上の2行目のところに、「よほどの大渇水が来ない限り」という表現があるんですが、よほどの大渇水が来たときは一時的に断水しても仕方ないと、そういうことでしょう。

断水とは言っておりません。渇水が来れば断水というのは、これは短絡した考え方であります。給水制限というのはまず水圧の調整から始まります。それをしばらくやって、生活への影響はないという状態です、普通は。

私がお聞きしているのは、断水しても仕方がないとお考えですかということです。

そんなことは考えてません。各人が節水をすれば済むお話です。

現実、日本中を見ますと、福岡とか高松とかあるいは松山とかで、ほとんど例年のようにどこかで大規模な渇水、渇水といつていいのか分からぬけれども、水不足が生じて節水だとか給水車が出たという報道がなされているんですが、こういうような状況についてはどんなふうにお考えですか。

この首都圏においては、そういう福岡市とかと比べればはるかに水があり余っております。ですからかなり渇水が来ても十分問題なく対応することができるということです。

これも可能性の問題なんで何ともいえないけれども、外国、特に去年、オーストラリアで大渇水という報道があって、人ごとながらということなんですが、そういうようなことは日本には起きないというふうに考えてよろ

しいんですか。

まず日本、この首都圏において、オーストラリアのそういう異常渇水が起きるという可能性は、今のところその兆候はありませんね。

ところで、また法律の話になって恐縮なんですが、水道法1条に目的が書いてあるんですが、そこに、「この法律は」「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」うんぬんというふうに書いてあるんですが、こういう考え方についてはどうのようにお考えでしょうか。

もちろん、豊富、ある程度供給は必要、しかし過剰な水源を抱える必要はないと思います。

負荷率の話で、確認だけですけれども、負荷率そのものは直接予測しているわけじゃないですね。

設定をするわけです。

そうですね。で、いろんな算式とか、いろんな方法はあるけれども、予測しているのは1日平均の配水量を予測しているということでおろしいですか。

いや、負荷率を設定することによって1日最大配水量の予測をするわけです。

算式によって予測しているのは。

いやいや、予測し、中に負荷率も入っているわけで、それも予測としてどういう数字を設定するかは非常に重要なことあります。

重要なことは否定していない。重要です。算式で負荷率を予測しますか。

設定します。

算式で設定しているんですか。

これは設定をしているものです。算式ではありません。

東京地方裁判所民事第3部

裁判所速記官 高橋久美子

証言のスライド

- I 将来の水需要
- II 保有水源の評価
- III 将来の水需給

嶋津 暉之

1

被告の主張

東京都水道

水需要

一日最大配水量の予測値

2013年度	600万m ³ /日
--------	-----------------------

保有水源

現在(不安定水源を除く)	611万m ³ /日
--------------	-----------------------

将来(ハッ場ダム等を含む)	680万m ³ /日
---------------	-----------------------

10年に1回の渇水年を
想定すると

↓
591万m³/日

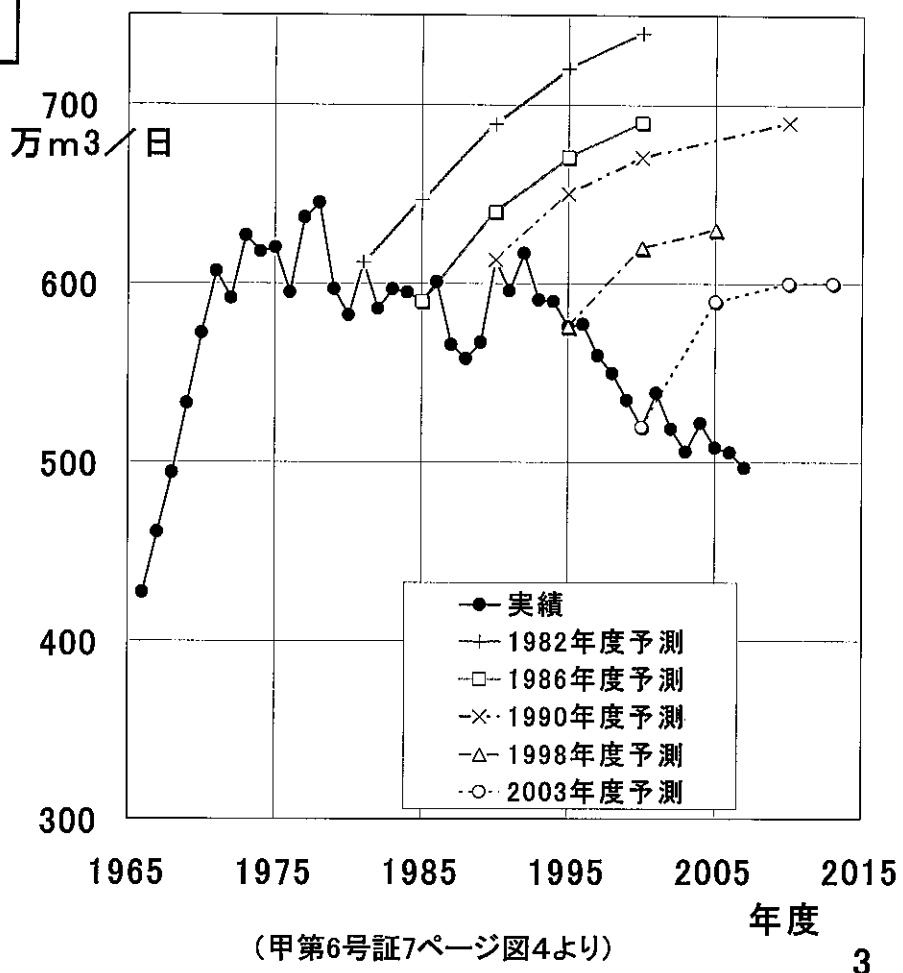
被告の主張の
基本的な誤り

- { ①きわめて過大な水需要予測
- ②保有水源の著しい過小評価

2

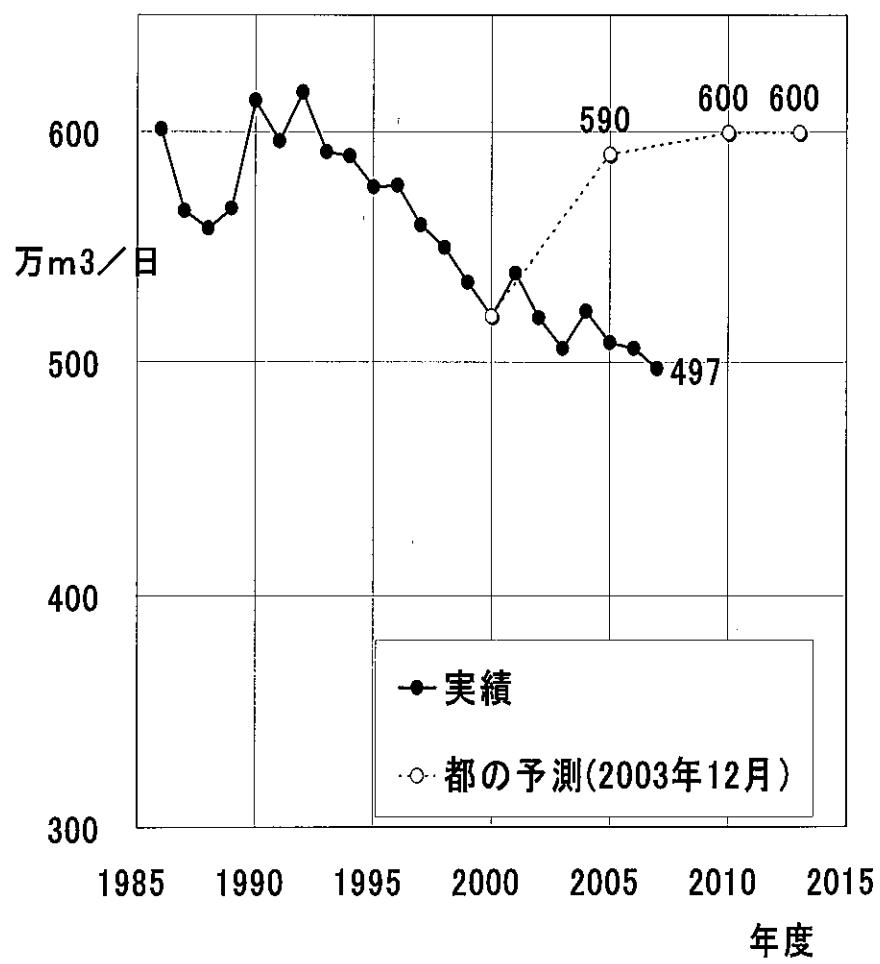
I 将来の水需要

東京都の 一日最大配水量 の実績と予測



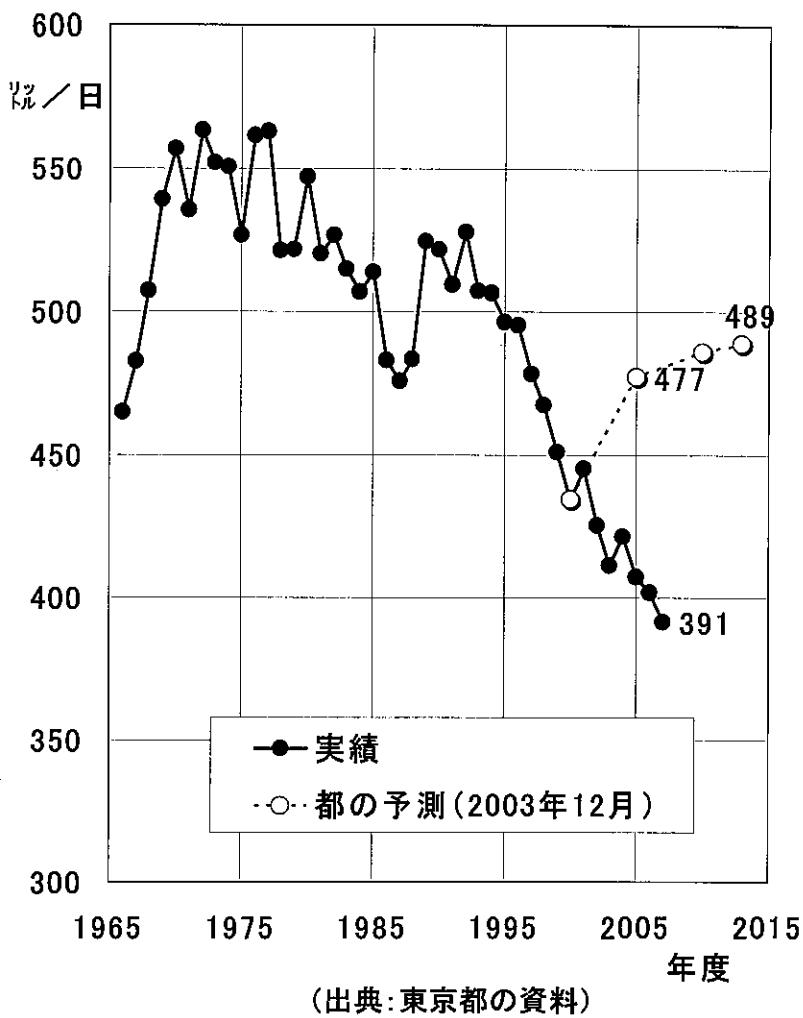
3

東京都の 一日最大配水量 の実績と予測



4

東京都の 一人一日最大配水量の 実績と予測



(出典: 東京都の資料)

5

水需要の減少要因

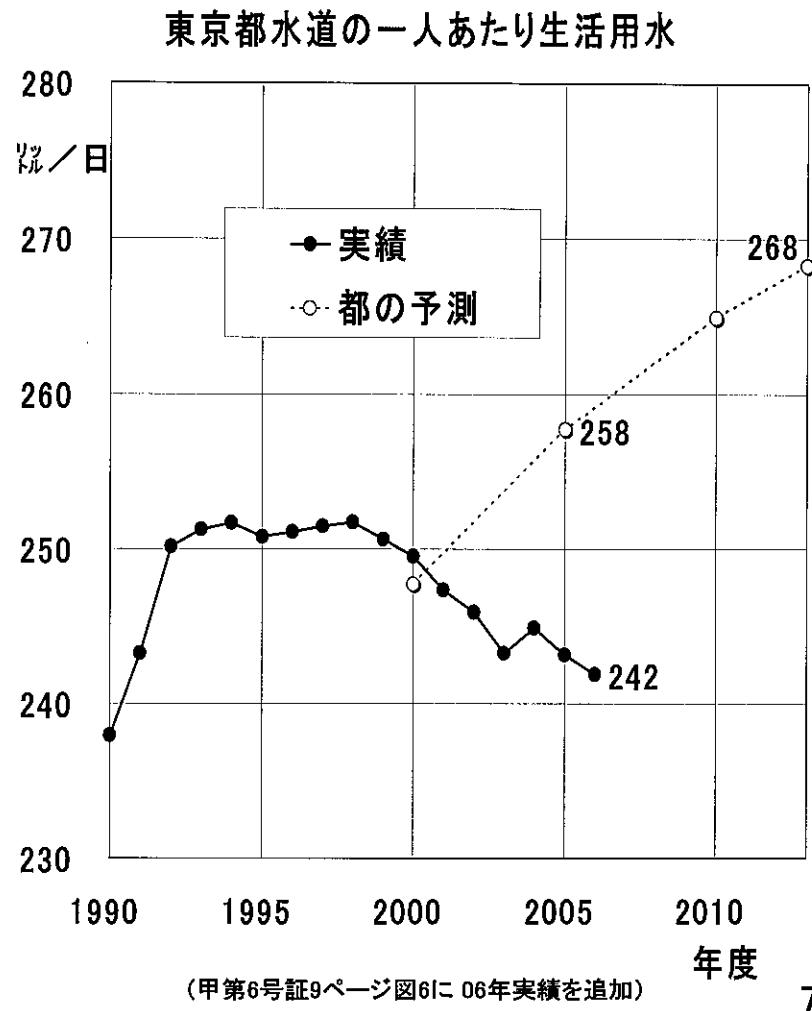
- ① 家庭における節水機器の普及
(水洗トイレ、電気洗濯機、食器洗浄機等)
- ② 都市活動用水の減少(節水機器の普及等)
- ③ 有効率の向上(漏水の減少)
- ④ 負荷率の上昇(配水量の変動の減少)
(負荷率=一日平均配水量/一日最大配水量)

6

東京都の予測の誤り①

一人当たり生活用水の減少傾向を無視

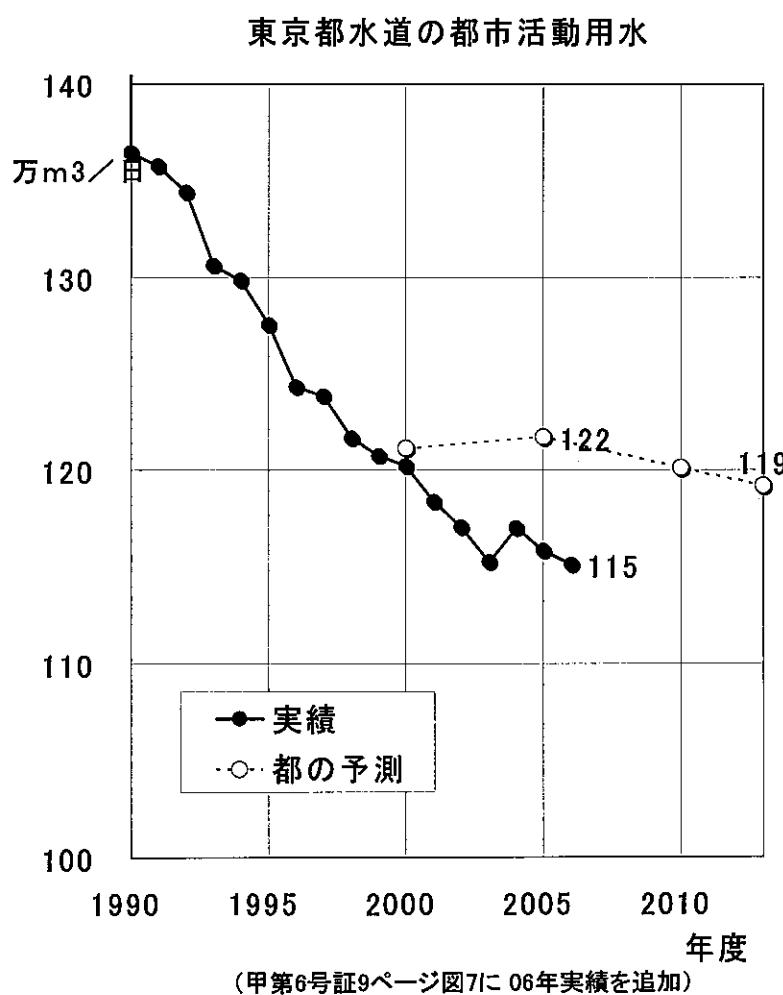
大阪府
14リットル／日の減少を予測
横浜市
12リットル／日の減少を予測



7

東京都の予測の誤り②

都市活動用水の減少傾向を軽視



8

東京都の予測の誤り③

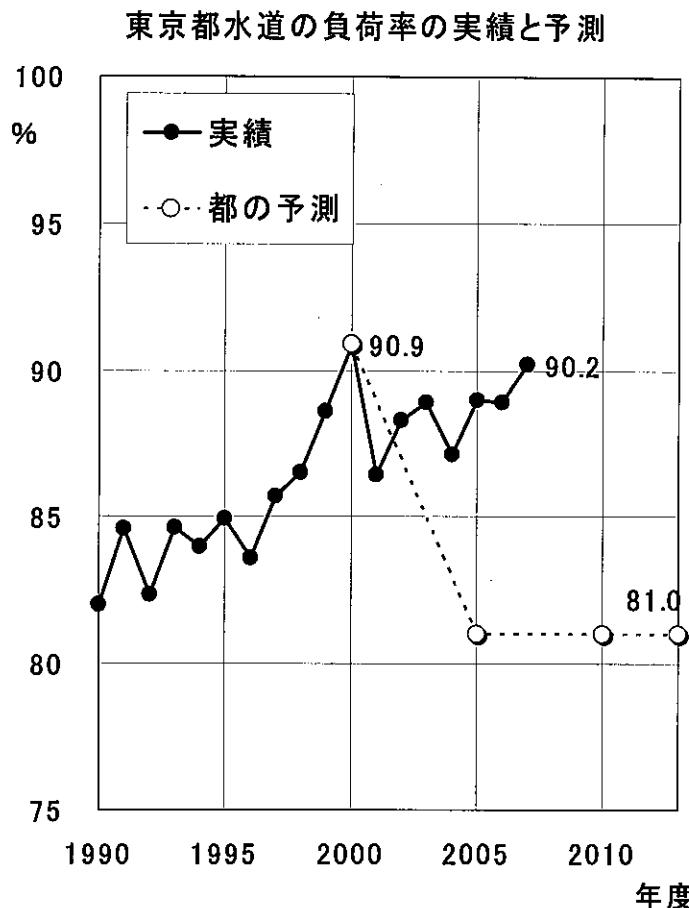
負荷率の上昇傾向を無視

大阪府

過去5年間の最小値を採用

負荷率上昇の要因(大阪府の分析)

- 洗濯乾燥機の普及(従来は梅雨の晴れ間に一度に洗濯)
- 屋内通年プールの増加、屋外プールの減少
- 空調機器の普及(夏期のシャワー回数の減少等)など



(負荷率=一日平均配水量／一日最大配水量)

(甲第6号証10ページ図9に07年実績を追加) 9

東京都水道の将来需要を十分な余裕を見て合理的な考え方で予測した場合

予測の条件(2003年度時点で2013年度の予測を行った場合)

① 一人当たり生活用水

基準年度(2002年度)より10㍑／日減少

(大阪府は14㍑／日の減少を予測)

2013年度の設定 239㍑／日 (2006年度の実績 242㍑／日)

② 負荷率

基準年度から過去5年間の最小値を採用(大阪府の考え方)

2013年度の設定 83.6% (2007年度の実績 90.2%)

③ 給水人口、都市活動用水、工場用水、有収率

東京都の予測値を使用

(甲第6号証15～16ページより)

10

東京都水道の将来需要を合理的な考え方で 十分な余裕を見て予測した結果

2013年度の一日最大配水量 537万m³/日

(甲第6号証15~16ページ)

被告の予測

2013年度の一日最大配水量 600万m³/日

実績値

2007年度の一日最大配水量 497万m³/日

11

利根川・荒川フルプラン

利根川水系及び荒川水系における水資源開発
基本計画(略称フルプラン)

- 水資源開発促進法第4条による法定計画
- 利根川・荒川水系の水需給計画を策定し、
必要な水源開発事業を位置づける。
- ダム等の各水源開発事業の上位計画である。

12

利根川・荒川第4次フルプランが失効して7年以上が経過

- 1988年2月に策定された第4次フルプランが2000年度で期限切れになったままになっている。
- 利根川・荒川水系に関しては水資源開発促進法で定める上位計画がないまま、ハッ場ダム等の各水源開発事業が進められ、違法とも言うべき状態が続いている。

第5次利根川・荒川フルプランの策定の動き

- 昨年(2007年)10月に6都県はそれぞれの水需給計画を国土交通省に提出
- 今年1月、国土交通省は第5次フルプラン案を各都県に意見照会
- 現在、国土交通省は関係行政機関と協議中

13

利根川・荒川第5次フルプランのために 各都県が2007年10月に 国土交通省に提出した水需給計画

● 埼玉県の場合

既存の水需給計画(「長期水需給の見通し」2003年12月)
に代えて、新しい水需給計画を提出

● 東京都の場合

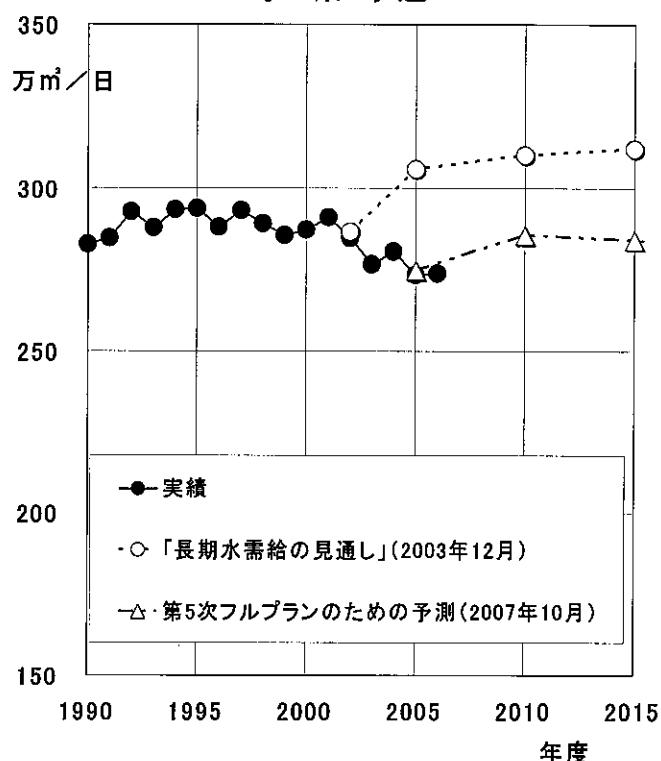
既存の水需給計画(「将来の水道需要」2003年12月)を
提出

[注]東京都の「将来の水道需要」:予測に使用した実績値は2000年度まで

14

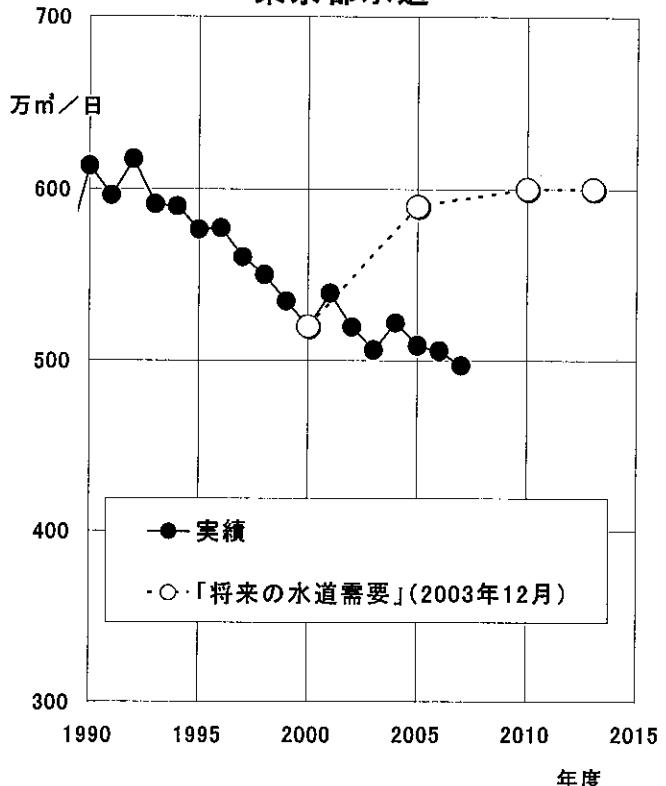
一日最大給水量の実績と予測

埼玉県・水道



(出典:埼玉県の資料)

東京都水道

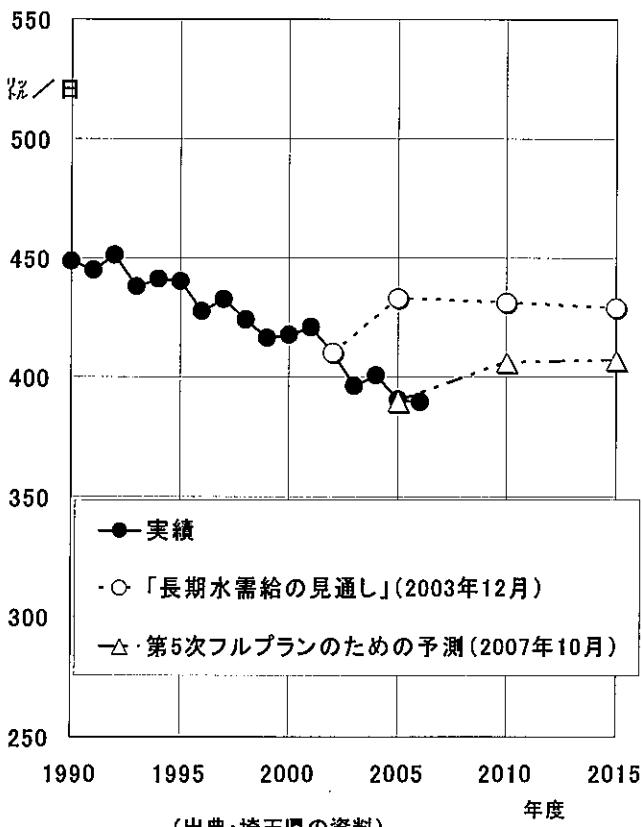


(甲第6号証7ページ図4より)

15

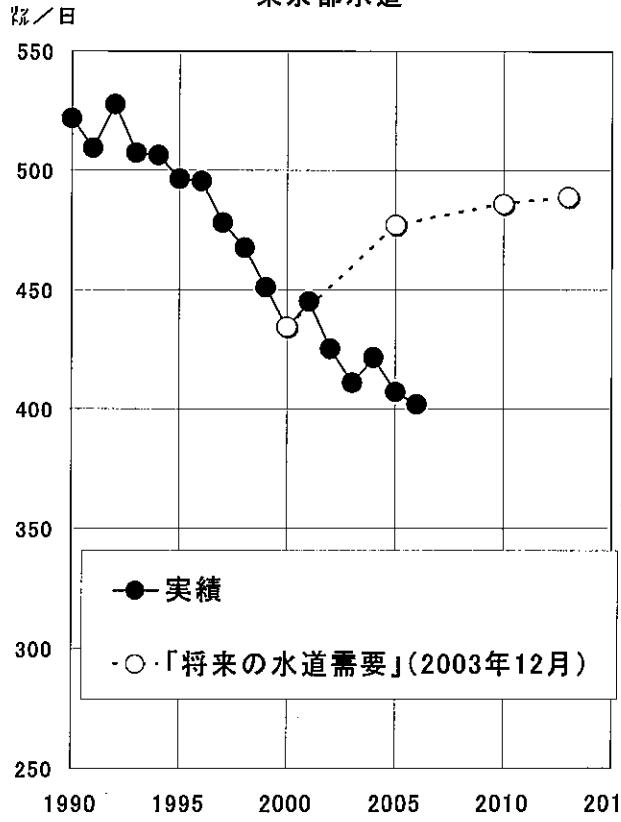
一人一日最大給水量の実績と予測

埼玉県・水道



(出典:埼玉県の資料)

東京都水道



(出典:東京都の資料)

16

II 保有水源の評価

東京都水道の現在の保有水源

		取水量ベース m3／秒	正当な評価		被告の評価	
			利用量率	給水量ベース の保有水源 万m3／日	利用量率	給水量ベース の保有水源 万m3／日
利根川	江戸川水利統制、中川・江戸川緊急導水、矢木沢ダム、下久保ダム、利根川河口堰、草木ダム、渡良瀬遊水地、奈良俣ダム、埼玉合口二期、霞ヶ浦開発、北千葉導水路	54.949	0.97	460.5	0.95	451.0
	利根中央用水	0.8	0.97	7.1		
荒川	荒川調節池、浦山ダム	2.57	0.97	21.5	0.95	21.1
多摩川	羽村・小作(小河内ダム等)	13.2	0.97	110.6	0.87	99.2
	砧上・砧下伏流水	2.36	0.97	19.8	0.90	18.4
	小水源(八王子市高月、青梅市・あきる野市内)	0.596	0.97	5.0		
相模川	相模ダム	2.662	0.97	22.3	0.87	20.0
地下水	杉並地下水	0.17	—	1.5	—	1.5
	多摩地域の地下水	4.5	—	39.0		
計		—	—	687	—	611

(甲第6号証18、23~24ページ)

76万m3／日の差

17

被告による保有水源の過小評価

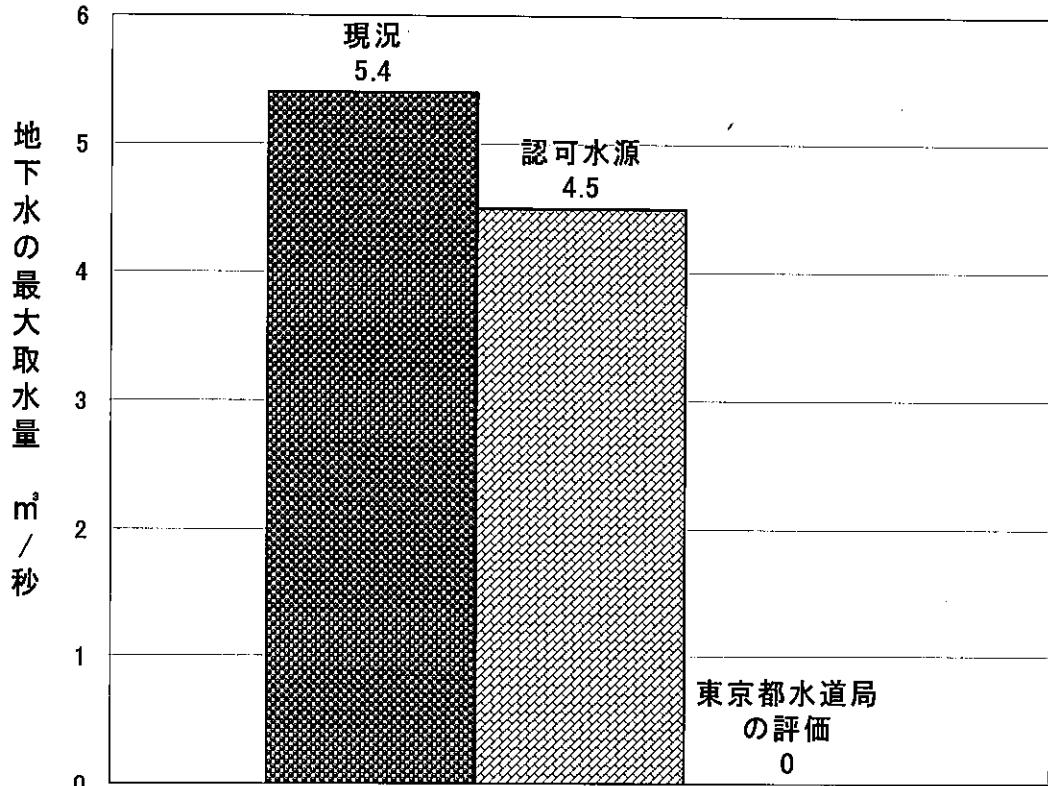
- ① 多摩地域の水道用地下水(認可水源)39万m3／日を水源としてカウントせず
- ② 実績値よりかなり小さい利用量率を使用
浄水場のロス率を過大に評価 → 25万m3／日の過小評価
- ③ 多摩川の小水源(認可水源)5万m3／日を除外
- ④ 利根中央用水(01年度未完成)の水源7万m3／日を除外

[注]利用量率(%):給水量／取水量 × 100

1 - 利用量率 = 浄水場のロス率

18

東京都水道局の地下水全面転換計画 —多摩地域の水道用地下水をゼロに—



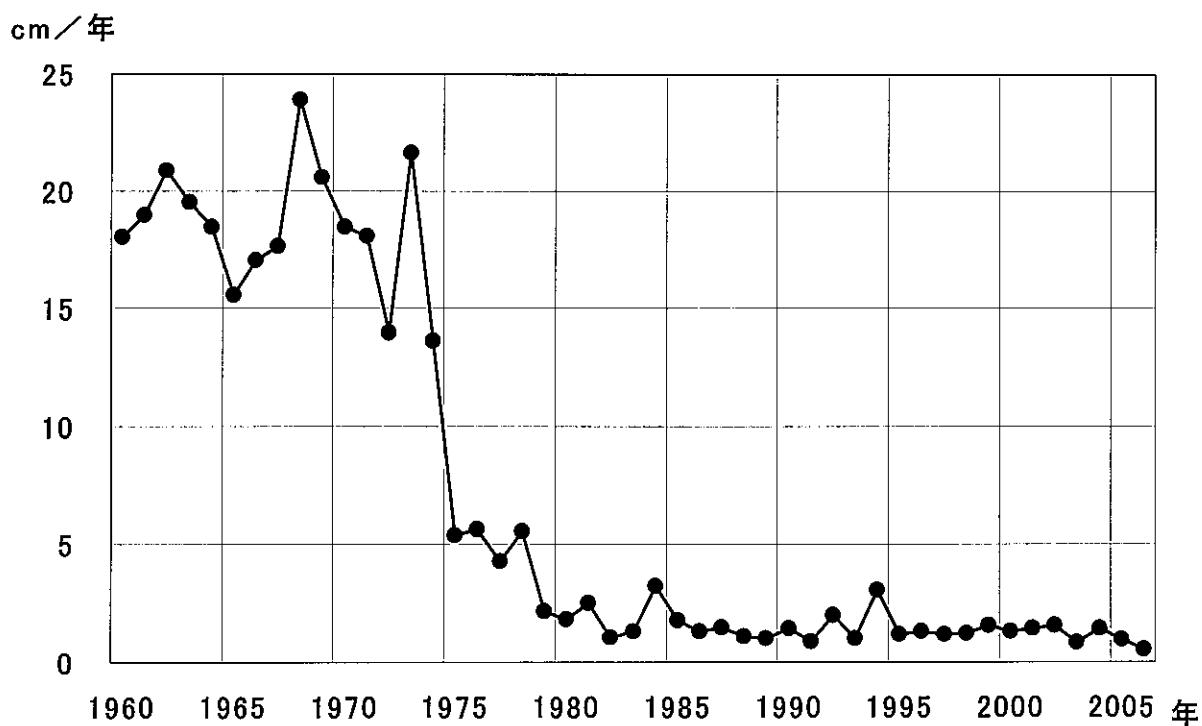
[注]認可是2004年3月10日。現況は認可申請時の都の評価値を示す。

未統合の武蔵野、昭島、羽村市を含む。

(甲第6号証21ページ)

19

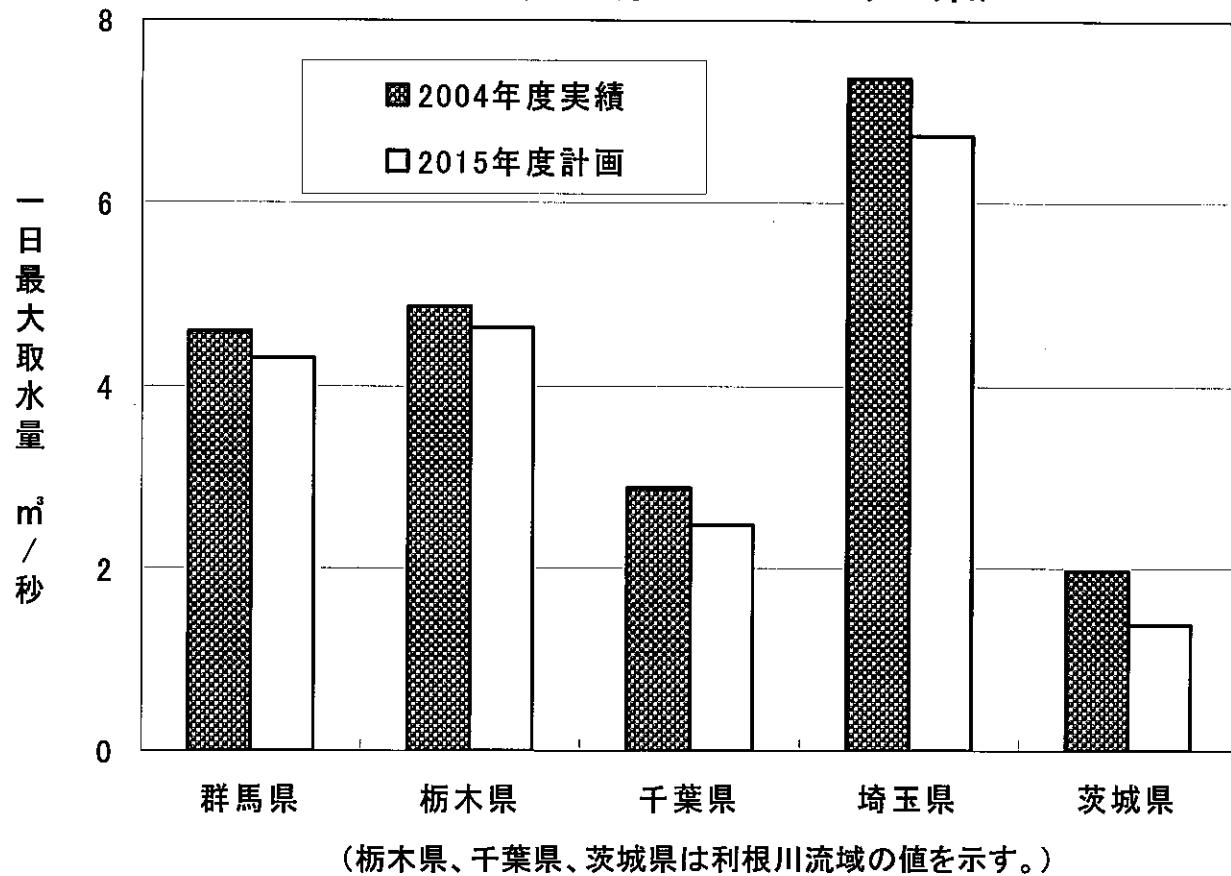
東京都内の最大沈下量の推移 —沈静化した都内の地盤沈下—



(甲第6号証19ページ図13より)

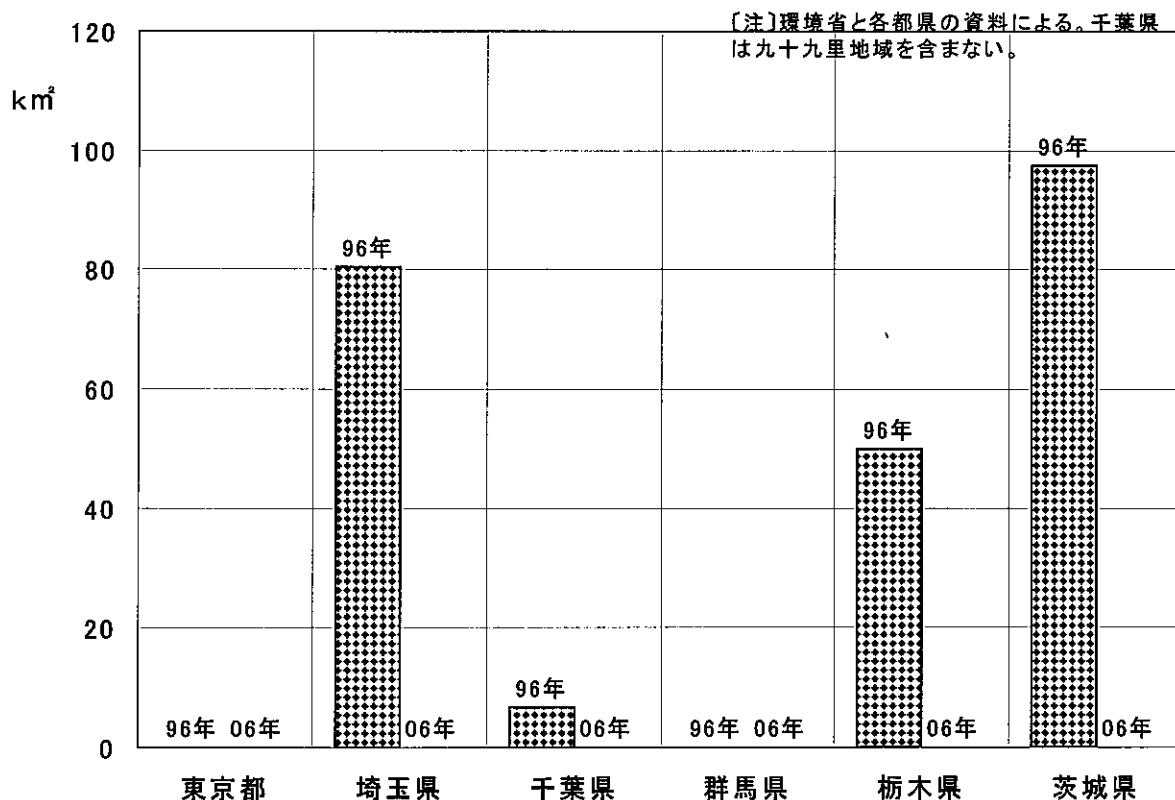
20

各県の上水道用地下水の実績と計画 (利根川・荒川第5次フルプラン案)



21

1996年と2006年の地盤沈下面積(年間2cm以上)



いずれの都県も現在、地盤沈下は沈静化。東京都は10年以上前から沈静化している。

22

東京都が使用する利用量率の根拠 (情報公開請求の結果)

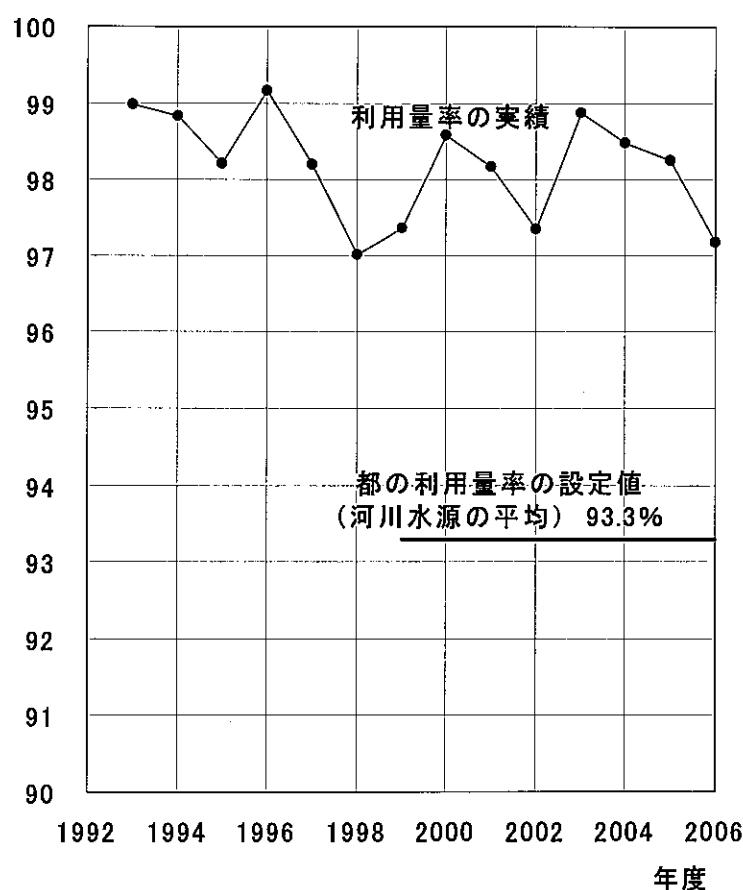
- ① 利根川水系の浄水場 95%
1982年の起案文書に「他県の計画も考慮して従来の7%を5%に変更する。」という記載があるのみで、その根拠資料はない。
- ② 多摩川の羽村・小作浄水場 87%
昭和元年～5年の調査結果の数字
- ③ 相模川の長沢浄水場 90%
昭和23年の分水協定改定方針の数字
- ④ 多摩川の砧上・下浄水場 90%
設定根拠を示す資料は不存在

[注]利用量率(%)：給水量／取水量 × 100
1－利用量率＝浄水場のロス率

(甲第6号証22ページ)

23

東京都水道の
利用量率の実績
と被告の設定値
(地下水を除く)



[注]利用量率(%)：給水量／取水量 × 100 1－利用量率＝浄水場のロス率

(甲第6号証21ページ図14に06年実績を追加)

24

III 将来の水需給

東京都水道の将来の水需給

(1) 水需要

十分に余裕を見た合理的な予測結果

2013年度の一日最大配水量 537万m³/日

(2007年度の実績 497万m³/日)

(2) 現在の保有水源

正当な評価結果 687万m³/日

(多摩地域の水道用地下水39万m³/日、多摩川の小水源5万m³/日、利根中央用水の水源7万m³/日を加算し、利用量率は実績の最小値97%を使用。)

(3) 東京都の将来の水需給

現在の保有水源 687万m³/日 > 将来の水需要 537万m³/日

水源余裕量 = 687 - 537 = 150万m³/日



東京都がハッ場ダム等の新規水源開発事業に参加する必要性は皆無

25

被告の主張 「利水安全度1／10に見合う水源の確保」について

問題点① 根拠資料の不存在

利水安全度1／10における保有水源の減少率(被告準備書面(8))は、関東地方整備局が示したものであるので、関東地方整備局に対してその計算根拠資料の情報公開請求を行ったところ、文書不存在という回答があった。

利水安全度1／10の保有水源の減少率は根拠が不確かなものである。

問題点② 誇大宣伝

ダム事業の開発水量は、利水者にとっては巨額の費用負担に対応する商品の価値ともいべきものである。それが1／10渇水年で2割程度も減るというのは商品の誇大宣伝であって、開発水量と費用負担額の妥当性を根本から見直す必要がある。

26

被告の1／10利水安全度の評価率で 現在の保有水源を評価した結果(給水量ベース)

		保有水源の 正当な評価値 m ³ /日	1/10の利水安全度で評価	
			評価率 (減少率)	保有水源 万m ³ /日
利根川	利根川河口堰と霞ヶ浦 開発を除く既得水源	337.6	21.4	265.4
	利根川河口堰と 霞ヶ浦開発	130.0	0	130.0
	荒川	21.5	28.2	15.5
	多摩川	135.4	0	135.4
	相模川	22.3	0	22.3
地下水	杉並地下水	1.5	0	1.5
	多摩地域の地下水	39.0	0	39.0
	計	687	—	609

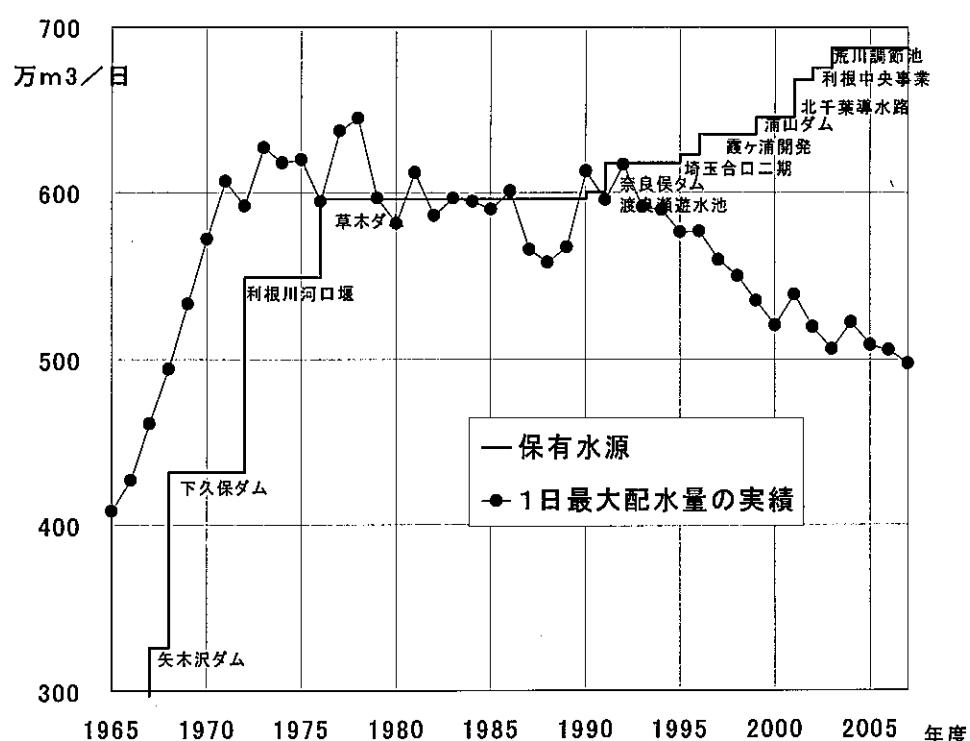
(1/10の利水安全度の評価率は乙123号証25ページの値を使用)

1／10の利水安全度で評価した現在の保有水源609万m³/日は、十分に余裕を見た合理的な予測による2013年度の一日最大配水量537万m³/日を大きく上回り、被告の予測値600万m³/日をも上回っている。

27

東京都水道の保有水源と一日最大配水量の推移

利根川等の水源開発の進捗で東京都の保有水源は大きく増大してきた。一方で、水需要が年々減少してきたため、東京都は有り余る余裕水源を抱えている。
1／10利水安全度を考えても、十分に余裕のある水源をすでに確保している。



[注]保有水源は正当な評価値を示す。

(甲第6号証27ページ図15に加筆)

28